概要版

個時子ども競響を強進的



子どものそばに いつも 本を

2010年(平成22年)8月

福山市教育委員会

第1章 はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、 想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けて行くうえで 重要なものです。

国では

国においては、子どもの読書活動を支援するため200年(平成12年)を「子ども読書年」と定め、2001年(平成13年)には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進することとしました。

2005年(平成17年)には、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした「文字・活字文化振興法」を制定、2010年(平成22年)は「国民読書年」とし、学校・図書館を中心としたさらなる進展を図ることとしています。

広島県では

県においては、2003年(平成15年)に「広島県子どもの読書活動推進計画ーことばの力を育てる読書活動をめざして一」(第一次計画)を策定し、2009年(平成21年)には、第二次計画を策定しました。

福山市では

本市においては、幼児期からの読書の重要性を保護者に伝える「絵本と出会うふれあい事業」、図書館での児童図書の整備や「おはなし会」の開催、学校での「朝の読書活動」などに取り組んでいます。

本計画は、家庭、地域、保育所(園)・幼稚園・学校などで取り組んできた活動を総合的・体系的にまとめ、今後の施策の方向性を示すことにより、自主的に読書活動を行うことができる読書環境を整備し、子どもの読書活動を計画的に推進するため策定するものです。

第2章 基本的な方針

1 目標

子どものそばに いつも 本を



2 基本方針

(1) 家庭・地域・学校における子どもの読書環境の整備を図ります。

子どもの読書活動を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。子どもの生活に密接に関係する家庭・地域・学校で、それぞれの役割を果たすなかで、子どもの読書環境の整備を図ります。

(2) 子どもの自主的な読書活動を支援します。

読書は、一人ひとりが自分で読みたい本を発見する営みでもあります。 子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう支援します。

(3) 子どもの読書について保護者等への啓発に努めます。

子どもがみずからすすんで読書ができるようにするためには、子どもに読書の楽しさや面白さを伝えることができる保護者の果たす役割が重要です。 保護者をはじめ、子どもの周りにいるおとなに対して、子どもの読書の意義などについて啓発に努めます。

3 計画の期間

期間は、2010年度(平成22年度)から、2014年度(平成26年度) までの5年間とします。

4 計画の対象

対象は、おおむね18歳までの子どもとその保護者とします。

第3章 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における子どもの読書活動の推進

○ 啓発リーフレットや推薦図書リストなどの充実など

2 地域における子どもの読書活動の推進

- (1) 地域では
 - 図書ボランティアの育成・支援など
- (2) 図書館では
 - 講演会・おはなし会等の充実など



3 保育所(園)・幼稚園・学校における子どもの読書活動の推進

- (1)保育所(園)・幼稚園では
 - 子どもの読書について保護者等への啓発など
- (2) 学校では
 - 〇 「本を読むきっかけ」の充実

第4章 子どもの読書活動推進体制の整備と広報活動による啓発

1 子どもの読書活動推進体制の整備

家庭・地域・学校等の連携,図書館をはじめ行政の関係部局や関係機関等 との連携を図り、子どもの読書活動推進体制の整備を図ります。

2 広報活動による啓発

子どもが本に親しむことのできる環境を整備するためには、身近な施設と 豊富な図書、子どもと本をつなぐ人の存在が欠かせません。

関連行事の開催、ブックリストやパンフレットの配布、ホームページ等での情報提供の充実など保護者等への啓発に努めます。